

| 平成26年度第3回横浜市子ども・子育て会議放課後部会 会議録 | |
|---|---|
| 日 時 | 平成26年7月10日（木）10時00分～11時07分 |
| 開催場所 | 関内中央ビル K302会議室 |
| 出席者 | 明石要一部会長、大野功委員、橋本ミチ子委員、梁田理恵子委員、工藤春治委員、森佳代子委員、 |
| 欠席者 | 相原和行委員、永井萬里子委員、斎藤有厚委員、山手英樹委員 |
| 開催形態 | 公開（傍聴者5人） |
| 議 題 | <p><議題></p> <p>(1) 子ども・子育て支援事業計画について</p> <p>(2) 放課後児童健全育成事業の見込量に対する確保量の考え方について</p> <p>(3) その他</p> |
| 決定事項等 | 放課後児童健全育成事業のニーズ量の見込みに対する確保方策について、事務局案に基づき、放課後部会として考え方をまとめた。 |
| <p><議事></p> <p>(1) 子ども・子育て支援事業計画について</p> <p>(事務局) 資料3に基づき説明。</p> <p>(明石部会長) ありがとうございます。事務局から「子ども・子育て支援事業計画」の説明がありました。昨年度まとめたニーズの見込み量に対応する確保方策と量の策定について、本日と次回の2回に分けて議論する予定です。それを踏まえて、8月の下旬に親会議があり、ここで全体としての確保方策の方向性を決めていく流れです。よろしいでしょうか。</p> <p>(一同) 異議なし。</p> <p>(2) 放課後児童健全育成事業の見込量に対する確保量の考え方について</p> <p>(事務局) 資料4、資料5に基づき説明。</p> <p>(明石部会長) ありがとうございます。各委員の方々から、何か質問・意見がありましたらお願いします。区別の確保量の考え方について、磯子区のパターンの9つの区はわかるのですが、人口が増える都筑区のほか、中区、緑区がありますね。それで、確保量が50人以上ということは、ある学校における放課後キッズクラブについては部屋を2つ用意する予定なのですね。</p> <p>(事務局) そうです。</p> <p>(明石部会長) 厚労省の基準省令に定めるためには、相当な費用がかかりますし、スタッフも増えますね。</p> <p>(事務局) そうです。1教室は、放課後児童健全育成事業として実施する上で必要な整備を行います。もう1教室以上については、お借りする教室が特別教室の場合がありますので、設備面の改修のための工事等は行わないことになると思います。</p> <p>(明石部会長) そうすると、特別教室も含めたスペースで児童1人あたり1.65㎡の専用区画を確保するという考えですね。</p> <p>(事務局) はい。</p> <p>(明石部会長) もし、十分な活動場所を確保できない場合は、プレハブを設置することもあるわけですね。</p> <p>(事務局) 教室数が足りておらず苦慮している学校もありますので、そういった場合にプレハブ設置が可能な</p> | |

どうか調査をしていきます。プレハブを設置する場合には、当初から利用見込みが満たせるような設計をしていくように工夫したいと思っております。

(明石部会長) もう一つ気になったのは、「放課後児童クラブは、現在の確保量を維持するため基準に適応した運営を目指す」と資料4の別紙に書いてありますね。これは、正直な感想として結構大変ですね。それをこの5年間でどういう形で確保するかというのは相当厳しいと思います。

放課後キッズクラブの場合は、教育委員会とうまく折衝すれば解決することもあるかと思いますが、放課後児童クラブの場合は民間の施設をお借りしているので、非常に大変だと思います。

(事務局) 放課後児童クラブの移転や分割のための物件探しについては、広告を出したり、関係機関へ協力依頼に伺ったりということを行って、行政の関わりを強めているものの、まだ全てにおいて目途がついたわけではございません。地域ごとにさらに緻密な調査を行ったり、あるいは、放課後児童クラブの活動について地域のご理解をいただくよう努めていきます。子どもたちの居場所を地域で確保するという点についてのご理解をいただくような働きかけを行政からしていく等、行政としての取組もさらに強化したいと思っております。

(明石部会長) 行政だけが頑張っても行政の仕事が増えて困るので、啓発や広報を通じて、地域が子どもの居場所を作るという意識を醸成していくことをいただきたい。

(事務局) 地域での小学生の放課後の居場所を見出していくという意味での広報と、もう一つは、キッズクラブと放課後児童クラブの違いがよくわかるような広報が必要という声も強くいただいております。他にもプレイパークや地区センターなどがありますので、年齢や個性に応じて、自分の子どもはどこで放課後を過ごすのがいいのかということをお考えいただけるような情報を提供できる体制を作っていく必要があると考えています。

(工藤委員) 私は鶴見在住で、区内には大規模マンションができたことによる児童急増学区があります。ニーズに応じて放課後児童クラブが1つから2つに増えた学区もありますが、そういう学区では地域を挙げて支援していく土壌があるのかなと思います。子どもたちの居場所というものもそういうふうには作っていかねばいけないなと私も考えていますし、これからも地域と一緒に応援していきたいなと考えています。

(事務局) 今お示ししているのはあくまで事業計画なので、行政として主体的に整備できる放課後キッズクラブを確保方策にありますが、もちろん新設の放課後児童クラブを否定しているわけではありません。地域のニーズに応じて放課後児童クラブができることは逆に歓迎をいたしたいと思っております。

(大野委員) はまっ子ふれあいスクールや放課後キッズクラブでは、登録児童数に対して実際の利用児童数が少ないという状況があるようですね。また、高学年の利用者は少なく、低学年中心ですね。

(事務局) はまっ子や17時までの放課後キッズクラブの登録数は、実際の利用人数と乖離があります。放課後キッズクラブの17時以降については、預かりが必要な方だけ登録しています。また、はまっ子も放課後キッズクラブも、低学年の参加が多いというのはご指摘のとおりです。今後は、高学年の希望を満たすような活動についても検討が必要だろうなと思います。

(森委員) ニーズ量の見込みは、17時までの人は含まれていないのですね。

(事務局) そうです。

(森委員) 保護者に対して、この点はもう少し丁寧に説明する必要があると思います。保護者は、放課後児童クラブと放課後キッズクラブの違いも、放課後キッズクラブとはまっ子の違いもわからない状況です。ニ

一ズ量としてカウントされているのが17時以降の人数だけだということを保護者がどのくらい認知しているのか。おそらく多くの保護者は、はまっ子や放課後キッズクラブに登録さえすれば、ニーズ量の中に自分が入っていると考えと思います。

(橋本委員) これからの説明会で、預からなければいけない子と、自由に参加できる子の違いについては丁寧に説明していく必要があると思います。

(大野委員) 私も、保護者にはその点が十分に理解されていないように感じています。

(森委員) はまっ子は預かりの場ではないということを理解して利用している保護者は少ないと思います。保育園での対応が非常に手厚くなっているため、はまっ子や放課後キッズクラブでも同程度の対応を求める方もいます。そのため、何か問題があると全てスタッフ側の責任にしかねません。はまっ子が放課後キッズクラブに転換する時にも、違いがよくわかっていない場合があるので、丁寧な説明をしていく必要があります。

(事務局) 行政としても、各事業の趣旨の違いについて、保護者の方のご理解をすすめていかなければという課題認識をもっています。また、小学校入学前の情報提供について、充実していきたいと考えています。

(大野委員) 配布資料の中の「キッズクラブの定員拡大について」、特別教室という言葉がありますが、これはどういう教室ですか。

(事務局) 図工室や図書室、家庭科室などです。午後の使用状況等をふまえ、放課後キッズクラブが使用できるかどうか学校と相談します。図工室で工作を行ったり、図書室で本を読んだりします。

(梁田委員) はまっ子から放課後キッズクラブに転換する場合に、事業者に公募のような形になるのですか。

(事務局) 放課後キッズクラブは法人が運営することになっています。法人の決め方としては、はまっ子の運営委員会を基にNPOを立ち上げて、放課後キッズクラブを運営するというやり方と、法人を公募するやり方の2通りがあります。どちらにするか、はまっ子の運営委員会に決めていただきます。

(梁田委員) 省令で指導員の資格要件が定められていますが、地域で立ち上げる場合はその点をクリアできる人材をうまく見つけられるのでしょうか。

(事務局) 児童40人に対して有資格者は最低1名必要という基準になっており、その資格要件が幾つかあります。保育士とか教員の免許がある方、高校卒業以上で2年以上の関連分野の実務経験のある方等です。はまっ子のチーフとしての経験もそれに含まれるので、2年以上勤めていればクリアします。有資格者がいない場合は、法人の方で募集していただくことになります。

(梁田委員) 大手の法人が運営することになった場合でも、地域の人との交流を大切にするなど、活動の方向性についてある程度の縛りをかけられないのでしょうか。地域の方が遊びを教えるなどの交流を通じて、地域で子どもを育てる取組につなげるのはとても大切なことです。

(事務局) 法人公募の場合、最終的に選定するのは行政ですが、その前段階として、必ず地域の方をメンバーとする検討会という場で、法人によるプレゼンテーションをしていただきます。プレゼンテーションを聞いて、地域の方から質問をして、それぞれのご意見を区役所側に伝えていただいて、それを踏まえて区役所側で選定するというステップになっています。

また、放課後キッズクラブの運営法人は、評議会を必ず持ちますので、そこで地域や学校の意見を反映する仕組みを担保していきます。行政としても、地域で子どもたちを育てるということを大切にしていきたいと考えています。

(梁田委員) 実際には地域の人間関係が希薄になっているところもあり、これだけの数の放課後キッズクラブ

を作るとなると、地域で担い手になってくれる人がどれだけいるか、不安もありますね。

(橋本委員) 私の住んでいる地域では、地域からはまっ子のチーフを推薦してやってきたところに、そのはまっ子が放課後キッズクラブに転換することになって、地域ではNPOを立ち上げることができず、法人を公募しました。しかし、選ばれた法人と地域の人がきちんと話し合いをして、今まではまっ子で働いていた人がそのまま働き続ける体制になっています。地域の人がどういう意識をもっているかどうかで、法人の運営も大きく変わってくるのです。

(明石部会長) 大事な議論です。現在の放課後キッズクラブはどのような法人が運営していますか。

(事務局) これから来春に向けて17校の放課後キッズクラブ転換を予定しておりまして、うちNPO法人立ち上げ型は6校です。NPO法人立上げを検討しているはまっ子の運営委員会に対しては、どのような手続きが必要か、どのくらい時間がかかるのか等、情報提供をしています。また、残りの11校について法人を公募する手続きを進めています。法人公募については、来年度以降のことも見据え、できるだけ多くの法人に関心を持っていただけるよう、市外や県外の法人にもダイレクトメール等で説明会の案内を送るなどして、広く呼びかけを行っています。

(橋本委員) 保護者の中にはとにかく子供を預かってくれる場所があればよく、その場所がどんな環境なのか、どんな活動をしているのかには関心の少ない方もいます。実際に見に行く方も少ない。

(森委員) 子どもを迎えに行くのも面倒という方がいます。迎えに行けばスタッフと話す機会もあって子どもの様子がよくわかると思うのですが。

(大野委員) 放課後キッズクラブの法人の運営期間は5年ですか。5年後の継続というのは可能ですか。

(事務局) 運営期間は5年です。5年後に一度、再選定という手続をとります。法人側に継続の意向があれば、保護者アンケートの結果や学校や地域の方のご意見をふまえ、最終的に区役所が決定します。

(大野委員) 地域の方というのは、地域の団体ですか。

(事務局) 例えば地元の自治会長、町内会長、青少年指導員、子育ての関係の方、PTA役員等ですが、具体的には各放課後キッズクラブの状況に応じて区役所から検討会の委員就任を依頼しております。

(明石部会長) それでは、確保量の考え方についてはおおむね了解いただけますか。

(一同) 異議なし。

(明石部会長) ありがとうございました。それでは、平成26年度第3回「横浜市子ども・子育て会議放課後部会」を終了させていただきます。

| | | | |
|------|---|---|-------|
| 資料 | 資料1 | 横浜市子ども・子育て会議放課後部会 | 委員名簿 |
| | 資料2 | 横浜市子ども・子育て会議放課後部会 | 事務局名簿 |
| | 資料3 | 子ども・子育て支援事業計画について | |
| | 資料4 | 放課後児童健全育成事業の確保量の考え方について (案) | |
| | 資料5 | 量の見込み・確保方策算出シート (案) | |
| | 参考1 | 放課後児童健全育成事業見込量の算出について (平成25年第3回横浜市子ども・子育て会議放課後部会配布資料より) | |
| | 参考2 | 今後の放課後等の教育支援の在り方に関するワーキンググループ最終 取りまとめ(概要) | |
| | 参考3 | 経済財政運営と改革の基本指針に2014について (骨太の方針) (抄) 「日本再興戦略」改訂2014ー未来への挑戦ー (抄) | |
| 特記事項 | 本日の議事録は、各委員に確認していただいた後、ホームページで公開する予定です。 | | |